

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名		
国家戦略特別区域の名称	1	特	所得金額仮計又は連結所得金額仮計	5	円
設立年月日	2	別	(別表四「25の①」又は別表四の二「33の①」)		
指定法人としての指定を受けた日	3	控	軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6	
特定事業の内容	4	除	(5)と(6)のうち少ない金額	7	
		額	特別控除額	8	
		の	$(7) \times \frac{20}{100}$		
		計			
		算			

別表十(二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「8」欄

国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10577」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額